

## 第十三章 常任委員会合同審査会

### 三〇九 合同審査会の開会手続に関する例

常任委員会が衆議院の常任委員会と合同審査会を開くには、委員長が衆議院の委員長と協議した後、その決議をしなければならぬ定めであるが、法律の定めるところにより合同審査会の議を経なければならぬものについて合同審査会を開く場合には、委員会において合同審査会開会の決議は行われない例である。

(注) 1 法律の定めるところにより合同審査会の議を経なければならぬものは次のとおりである。

国会職員の政治的行為の禁止又は制限に関する規程 (国会職員法第二十條の二)

国会職員の勤務時間、休暇等に関する規程 (国会職員法第二十四條の二)

国会職員の給与等に関する規程 (国会職員法第二十五條、第二十六條、第二十六條の二)

国会職員考査委員会規程 (国会職員法第四十條)

議院に出頭する証人等の旅費及び日当支給規程中車賃及び日当の定額 (議院に出頭する証人等の旅費

及び日当に関する法律第五条)

人事官弾劾の訴追案（人事官弾劾の訴追に関する法律第六条、人事官弾劾訴追手続規程第五条）

なお、右のうち、両議院の議院運営委員会の合同審査会の議を経なければならないものについては、第二回国会以後合同審査会の開会はこれを省略し、各議院の議院運営委員会においてそれぞれを審査する例である。

2 職業安定法（昭和二十二年法律第四百十一号）には、昭和二十四年法律第八十八号による同法改正までの間、第十二条第十一項に、職業安定委員会の委員に支給する旅費、日当及び宿泊料の金額は両議院の労働委員会の合同審査会の議を経て国会の議決を得なければならない旨規定されていたので、第二回国会ないし第四回国会において両議院の労働委員会は合同審査会を開き、右の規定に基づき国会に提出された議案の審査を行った。

参照 諸表二二一

### 三二〇 合同審査会の委員は、両議院の常任委員会の委員全員とするのを例とする

合同審査会は、両議院の常任委員又は各議院の常任委員会で選定された委員が合同してこれを開く定めであるが、常任委員全員が合同審査会の委員となるのを例とする。ただし、合同審査会において案件の表決を行う場合に限り、委員数を各議院の常任委員につきそれぞれ同数に限定した次のような例がある。

第二回国会昭和二十三年六月一日の労働委員会合同審査会において、職業安定法第十二条第十一項の規定に基き、職業安定委員会委員旅費支給額に関し議決を求めるの件について、両議院の労働委員全員が委員となり審査を行ったが、同件は表決を行う必要があったので、両議院の労働委員長の協議に基づき、同月十四日に参議院労働委員会は委員二十五名中二十名、衆議院労働委員会は委員三十五名中二十名のそれぞれ同数の委員を選定し、同月十八日の労働委員会合同審査会において表決を行った。

なお、参議院労働委員会における委員の選定は、委員姫井伊介君の動議により、委員長原虎一君の指名によつた。

参照 諸表二二一

三一一 合同審査会の会長は、各議院の常任委員長又は理事が協議してこれに当たる

合同審査会の会長は、各議院の常任委員長又は理事が協議してこれに当たる定めであるが、理事が会長となった例はない。

なお、合同審査会が二回にわたって開かれた場合に、各議院の委員長が会長を交代した次のような例がある。

第一回国会において決算委員会合同審査会は、国家公務員法案外一件の審査のため昭和二十二年九月三十日及び十月一日の二回にわたって開かれたが、九月三十日には参議院決算委員長下條康磨君が会長となり、十月一日には衆議院決算委員長竹山祐太郎君が交代して会長となった。

参照 諸表二二一

### 三二二 合同審査会の定足数

合同審査会の定足数に関しては、案件について表決をする場合には、各議院の常任委員の各々半数以上が出席していなければならない定めであるが、表決をしない場合においても各議院の常任委員のそれぞれ半数以上の出席を待つて開かれた例が多い。

### 三二三 合同審査会の審査に当たっては、まず、各議院の委員会における審査の経過の説明を聴いた後、質疑を行うのを例とする

合同審査会の審査に当たっては、まず、各議院の委員長又は理事から合同審査会の議に付された案件についてその委員会における審査の経過の説明を聴いた後、質疑を行うのを例とする。法律の定めるところにより表決をする場合には、次いで討論の後、表決を行うのを例とする。

### 三一四 合同審査会において委員外議員の発言を許可した例

第六回国会厚生委員会合同審査会（昭和二十四年十一月二十五日）において、身体障害者福祉法案の審査に当たり、委員外議員小林勝馬君が発言の許可を求めたので、合同審査会はこれを許可し、同君は質疑を行った。

参照 一二四号

### 三一五 合同審査会において証人の証言を聴取した例

第二回国会決算委員会合同審査会（昭和二十三年五月二十六日）において、国家行政組織法案の審査に当たり、早稲田大学教授吉村正君外五名を証人として出頭を求め証言を聴取した。

参照 一二五四号

三二六 合同審査会に国務大臣等の出席を求めるには、会長から直

接これを行うのを例とする

合同審査会に国務大臣、内閣官房副長官、副大臣及び大臣政務官並びに政府特別補佐人の出席を求めるには、会長の属する議院の議長を経由してこれを行う定めであるが、成規の手続を省略して、会長から直接これを行うのを例とする。

参照 二四七号

三二七 合同審査会における案件の採決は、起立の方法により又は

異議の有無を諮って行うのを例とする

合同審査会における案件の採決は、起立の方法により又は異議の有無を諮って行うのを例とする。

参照 一五五号

### 三二八 合同審査会には速記を付し、その議事を合同審査会会議録に記載する

合同審査会には速記を付し、その議事を合同審査会会議録に記載するのを例とする。

参照 三〇一号

### 三一九 国家基本政策委員会合同審査会に関する例

国家基本政策委員会は、国家の基本政策に関する調査について、内閣総理大臣と野党党首との討議を行うため、衆議院国家基本政策委員会と合同審査会を開会する。

この場合において、国家基本政策委員会は、会期ごとに、委員長が衆議院の委員長と協議した後、衆議院国家基本政策委員会と相互に合同審査会開会の決議を行うのを例とする。

なお、国家基本政策委員会合同審査会の運営について申合せを行った次のような例がある。

○ 国家基本政策委員会合同審査会の運営についての申合せ

第四百四十七回国会国家基本政策委員会両院合同幹事会（平成十二年二月十六日）



一、合同審査会の開会（総理と野党党首との討議）

衆議院及び参議院の国家基本政策委員会は合同審査会を開き、内閣総理大臣（以下、総理という。）と野党（衆議院又は参議院において所属議員十名以上を有する野党会派）党首との直接対面方式での討議を行う。

合同審査会においては、当該内閣の基本政策と各党の基本政策及び時々の重要テーマについて総理と野党党首が相互に議論を展開するものとし、国家の基本政策を審議する委員会にふさわしい内容のものとする。

二、開会日時

合同審査会は、会期中、週一回四十分間、水曜日午後三時から開会する。ただし、総理が、衆議院又は参議院の本会議、予算委員会若しくは重要広範議案審査の委員会に出席する週には、開会しない。また、閉会中には開会しない。

三、会長

合同審査会の会長は、衆議院の国家基本政策委員長と参議院の国家基本政策委員長が交互に務めるものとする。毎会期、初回の会長は、衆議院の委員長とする。

会長に事故があるときは、会長の属する議院の理事が、会長の職務を行う。

#### 四、開会場所

衆議院第一委員室と参議院第一委員会室を交互に使用し、会長の属する議院において合同審査会を開会することを原則とする。ただし、委員（会）室の都合により、会長の属しない議院においても開会することができるものとする。

委員席の配置は、与党と野党の対面方式とする。

#### 五、両院合同幹事会の設置

合同審査会の運営について協議するため、両院合同幹事会を設置する。両院合同幹事会は、両院の委員長のほか、両院併せて十一名の幹事（自民四、民主二、明改二、自由一、共産一、社民一）により構成する。理事の割当てのない会派については、オブザーバー幹事とする。

#### 六、配分時間

四十分間の各党時間配分については、野党間で調整する。

当該配分時間は、総理の発言時間を含むものとする。

#### 七、野党党首の発言等

野党党首は、委員として発言する。

野党党首が出席できない場合の対応については、野党間で調整し、両院合同幹事会において協議

する。

八、総理の欠席

総理が、合同審査会に出席できない場合の対応については、両院合同幹事会において協議する。

九、総理以外の国務大臣の陪席

総理以外の国務大臣は、原則として合同審査会に陪席する。

なお、内閣法制局長官は、陪席する。

十、発言通告

野党党首は、発言の項目及びその要旨等を示して、原則として開会日の前々日正午までに通告する。

十一、パネル等の使用

パネル等の資料を使用する必要がある場合には、予め両院合同幹事会に提示し、会長の許可を得なければならない。

十二、会議における発言（会長の議事整理）

会議における発言は、会長の議事整理に従う。

野党党首及び総理は、配分時間を厳守し、相互の発言時間を考慮しつつ、簡潔に発言を行うもの

とする。

十三、開会通知

合同審査会開会の通知は、衆議院公報及び参議院公報をもって行う。

十四、傍聴及び録音、撮影の許可

合同審査会における傍聴及び録音・撮影は会長が許可する。

十五、見直し

本申合せについては、第四百四十七回国会における合同審査会の運営の状況を踏まえ、国会審議の活性化を図る観点から必要がある場合には、所要の見直しを行うものとする。

○国家基本政策委員会の見直し

第百五十六回国会国家基本政策委員会両院合同幹事会（平成十五年二月七日）

一、開会回数増加

平成十二年二月十六日の、「国家基本政策委員会合同審査会の運営についての申合せ」を遵守しながら、与野党とも誠意を持って開会回数が増えるよう努力する。

二、開催時間の変更

開催時間を、四十分から四十五分に変更する。

---

時間配分については、従来通り野党間で調整するものとし、総理の発言時間を含めて四十五分で終わるものとする。

### 三、会長

合同審査会の会長は、衆議院の国家基本政策委員長と、参議院の国家基本政策委員長が交互に務めるものとする。「申合せ」から、「毎会期、初回の会長は、衆議院の委員長とする」を削除する。

参照 三〇九号―三一八号、諸表二二

